

青枠: 現行(点線枠: 運営要綱)

赤枠: 現行(点線枠: 運営要綱)

■事前了解について

(計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

[報告する]

(1) 発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画

(2) 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(以下この条において「法」という。)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。)の重要な変更

(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

[意見を述べる]

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。

(計画等の報告)

第3条

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

[事前に、報告し、]

(運用)

第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

[誠意を持って対応する]

(計画等の事前報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

[事前]

[報告する]

(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画

(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更

(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。

[意見を述べる]

3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

[誠意を持って対応する]

(立入調査)

第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。

[甲は]
(鳥取県)

2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。

3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。

4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(立入調査)

第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。

2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるることができるものとする。

[乙及び丙は]
(米子市、境港市)
[確認させ]

3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

■措置要求について

(適切な措置の要求)

第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。

[甲は]
[直接又は国を通じ]
[適切な措置を講ずる]

2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

★中国電力の考え方

2. 安全協定第11条「現地確認」

- 原子力災害対策特別措置法において、所在都道府県知事、所在市町村長または関係周辺都道府県知事が「立入検査」が出来ると規定されていることに倣い、鳥取県については「立入調査」に改定させていただきます。
- 米子市および境港市は、発電所に立ち入り、確認いただくこととさせていただきます。
- 鳥取県原子力安全顧問については、「立入調査」を実施いただくこととさせていただきます。
- 本対応にあたり、安全協定第11条および安全協定運営要綱を改定させていただきます。

(2021年11月4日安全協定協議会協議会、中国電力の資料より)

(参考)

(立入検査)

第三十二条 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(原子力災害対策特別措置法)